

2018年9月5日

各位

会社名 三菱地所株式会社  
代表者名 執行役社長 吉田 淳一  
コード番号 8802  
問合せ先 広報部長 川崎 正人  
(TEL 03-3287-5200)

アーバンライフ株式会社株券（証券コード8851）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

三菱地所株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、2018年7月24日、アーバンライフ株式会社（コード番号：8851、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2018年7月25日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが2018年9月4日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

名称：三菱地所株式会社

所在地：東京都千代田区大手町一丁目1番1号

##### (2) 対象者の名称

アーバンライフ株式会社

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

##### (4) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数         | 買付予定数の下限      | 買付予定数の上限 |
|---------------|---------------|----------|
| 3,147,070 (株) | 2,098,000 (株) | — (株)    |

(注1) 本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（2,098,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,098,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより当社が取得する対象者株券等の最大数（3,147,070株）を記載しております。当該最大数は、対象者が2018年6月28日に提出した第49期有価証券報告書（以下、「対象者第49期有価証券報告書」といいます。）に記載された2018年3月31日現在の発行済株式総数

(3,151,300株)から、対象者第49期有価証券報告書に記載された2018年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(4,230株)を控除した株式数(3,147,070株)です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

2018年7月25日(水曜日)から2018年9月4日(火曜日)まで(30営業日)

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

#### (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,415円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,098,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(3,049,045株)が買付予定数の下限(2,098,000株)以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、2018年9月5日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

| 株券等種類        | ① 株式に換算した応募数 | ② 株式に換算した買付数 |
|--------------|--------------|--------------|
| 株券           | 3,049,045株   | 3,049,045株   |
| 新株予約権証券      | －株           | －株           |
| 新株予約権付社債券    | －株           | －株           |
| 株券等信託受益証券( ) | －株           | －株           |
| 株券等預託証券( )   | －株           | －株           |
| 合計           | 3,049,045株   | 3,049,045株   |
| (潜在株券等の数の合計) | (－株)         | (－株)         |

### (4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

|                                  |          |                              |
|----------------------------------|----------|------------------------------|
| 買付け等前における当社の<br>所有株券等に係る議決権の数    | 一個       | (買付け等前における株券等所有割合<br>—%)     |
| 買付け等前における特別関係者の<br>所有株券等に係る議決権の数 | 一個       | (買付け等前における株券等所有割合<br>—%)     |
| 買付け等後における当社の<br>所有株券等に係る議決権の数    | 30,490 個 | (買付け等後における株券等所有割合<br>96.89%) |
| 買付け等後における特別関係者の<br>所有株券等に係る議決権の数 | 一個       | (買付け等後における株券等所有割合<br>—%)     |
| 対象者の総株主の議決権の数                    | 31,408 個 |                              |

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2018年8月2日に提出した第50期第1四半期報告書に記載された2018年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2018年7月31日に公表した「平成31年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「同短信」といいます。)に記載された2018年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(3,151,300株)から、同短信に記載された2018年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数(4,260株)を控除した株式数(3,147,040株)に係る議決権の数(31,470個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
(公開買付代理人)  
SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日  
2018年9月10日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーリートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、当社が2018年7月24日付で公表した「アーバンライフ株

式会社株券（証券コード 8851）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はございません。

なお、本公開買付けの結果を受け、当社は、対象者を完全子会社化するための一連の手續を実施することを予定しております。対象者株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、かかる手續が対象者の取締役会又は臨時株主総会において承認された場合、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、所定の手續を経て上場廃止となる見込みです。今後の手續につきましては、決定次第、対象者より速やかに開示される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

三菱地所株式会社 東京都千代田区大手町一丁目1番1号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上